

第六章 解釈改憲・安保法制による 法の支配と民主主義の蹂躪

最後に、7.1 閣議決定と安保法制が、憲法9条・前文の平和主義を破壊しているという暴挙のほかに、憲法の定める国民の皆さまの民主主義をいかに蹂躪しているかについてご説明します。

(1) 内閣法制局は 7.1 閣議決定に際して一切の憲法審査をしていない

実は、安倍内閣は、今年の7.1 閣議決定を強行する際には、憲法9条から本当に集団的自衛権行使が可能なのか、また、前文の平和主義の法理と集団的自衛権行使が矛盾し違憲とならないのかなどについて、全く審査をしていません。政府が憲法違反の解釈をすることを防ぐために、「法の番人」と呼ばれてきた内閣法制局長官が率いる内閣法制局があるのですが、全く何の審査もしていないんですね。

何をしたかという、これは国会や政府答弁書で安倍内閣も白状していますが、なんと、7月1日の前日の6月30日に、7.1 閣議決定の起案省庁である国家安全保障局から内閣法制局に閣議決定の最終案文、——裏表の紙4枚、全部でたった7ページのものなのですが——を提出して、翌日の7月1日の午前中に内閣法制局は「電話」で国家安全保障局に対し「(憲法問題含め)何も意見はありません」とたった一言伝えているだけなんです。だから、憲法9条の解釈を変更し、集団的自衛権行使を解禁することについて、この最終案文以外には紙切れ一枚も審査資料が政府の中には存在しないんですね。また、これは、地球の裏側の米軍の戦争支援(戦闘現場の「真横」での弾薬の提供など)を解禁した「武力行使の一体化」などの他の違憲論点でも同じです。

これが、解釈改憲の実態なのです。つまり、中身がおかしいだけでなく、

そもそも、国民の皆さまの憲法を審査すらしていないのです。そして、これは、安保法制の法案作成でも同じなのです。

■小西洋之君提出 七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問に対する答弁書(平成27年3月24日答弁83号)

内閣官房国家安全保障局は、平成二十六年六月三十日、内閣法制局に対し、御指摘の閣議決定の案文を送付して意見を求め、内閣法制局は、これに対し、所要の検討を行った上、同年七月一日、内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の規定に基づき、口頭で、意見はない旨の回答をしたものである。

私の官僚時代の経験からすると、もし、本当に集団的自衛権行使を解禁する解釈変更を追求するならば、床から天井まで積み上がって、なお部屋中にあふれかえるほどの審査資料が必要になります。昭和47年政府見解の作成者である吉國長官等の答弁と矛盾しないのか、60年間以上の国会答弁、政府見解と一つも矛盾しないのか、参議院本会議決議等と矛盾しないのか、三つの平和主義との関係、立法事実の立証等々、この本に書いてあること全てが審査対象になるのです(なお、文量のため本書で割愛した他の重要論点もあります)。そして、その結果はもちろん「違憲ゆえに解釈変更はできない。憲法改正以外に手段がない。」となるはずでした。なお、こうした不作為の行為は、内閣法制局長官に憲法問題の審査を義務付けた内閣法制局設置法違反となります。

なぜ、7.1 閣議決定当時の内閣法制局長官であった横島長官は、以下のかつての偉大な先輩(高辻正巳 元内閣法制局長官)のような信念を持って闘うことができなかったのか、それは、横島長官の前任者の小松一郎長官が内閣法制局の歴史上も異例の人事によって任命され、その下で解釈改憲の検討が進んでいたのですが——故小松長官は、私の質疑に対して「集団的自衛権行使は憲法改正以外に手段がない」という文言を答弁することを四回連続で拒否したことがありました(平成24年11月25日決算委員会)——、そうした状況や経緯の中で、我々国会議員や政党が、与党も含め党派を超えて、安倍政権から内閣法制局を守り支えることができなかったのが一番の問題ではないかと考えています。

■高辻正巳「内閣法制局のあらまし」『時の法令』793号（1972年8月3日）
 （筆者注：内閣法制局の行う）法律上の意見の開陳は、法律的良心により是なりと信ずるところに従ってすべきであって、時の内閣の政策的意図に盲従し、何が政府にとって好都合であるかという利害の見地に立ってその場をしのぐというような無節操な態度ですべきではない。

しかし、「内閣法制局長官の役割は、政府における法の支配を、我々立法府が作った内閣法制局設置法によって守るためですよ。あなたを任命した内閣を三百代言を弄して守るのがあなたの使命ではない」（平成27年4月7日 参外交防衛委員会 小西洋之）のであって、実際上も、内閣法制局長官という日本最強の法律の専門家が確信犯で答弁拒否を連発するのであれば、我々国会議員の安保法制への追及も誠に困難なものとなります。安倍総理という権力者の下で、議会政治がこうした異常な事態にあることを国民の皆さまにご存じいただく必要があります。

（2）参議院憲法審査会附帯決議に違反して強行された 7.1 閣議決定

さて、7.1 閣議決定に向かう政治状況の中で、その三週間前の6月11日には、参議院の憲法審査会において、憲法改正の手続き法である国民投票法の改正案を可決する際に、「仮に、政府が憲法の解釈を変更する際には、事前に、国会に対してその解釈変更の最終案そのものを提出して、それが論理的整合性や法的安定性を有し過去の国会での議論と矛盾しないものであるのかなどを定めた「憲法解釈の原則」というルール（※後述します）に適合しているかについて、十分な審議を受けなければならない」という内容の附帯決議が成立しています。（<http://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/>）

これは、目前に迫っていた解釈改憲を阻止するために、参院憲法審査会の幹事であった私自身が起草して、上司の野党筆頭幹事の白眞勲参議院議員とともに本来ならば賛成するはずのない与党の賛成も得て——白議員の熟達の技による巧みな駆け引きの力により——可決された、れっきとした国権の最高機関の決議なんですね。

しかし、この附帯決議を完全に無視して、安倍内閣は、一度も解釈変更の最終案、ようするに7.1 閣議決定の最終案文について国会で審議を受けることもなく、それどころか、国会が閉会した後に、内閣だけで解釈変更を強行

しました。

もし、解釈変更の最終案そのものについて、事前に十分な国会審議を受けていれば、憲法学者の皆様は「違憲だ」言われなくとも、国会の力で解釈改憲を阻止できたんですね。昭和47年政府見解の読み替えも、平和主義の法理の切り捨ても、立法事実のでっちあげも、全部事前に国会で徹底的に追及して解釈改憲を阻止できたんです。国民の皆様代表機関である国会の力で、国民の皆さんの憲法を守ることができたんです。

日本は議院内閣制の国ですから、安倍総理よりも国会の方が偉いんです。国会の役割は、安倍内閣を、政府を監督することなんです。その監督のために、国会は60年以上、憲法9条について国会で何度も何度も審議を重ねてきていたのです。論理的な解釈を確立し、それを新しい内閣総理大臣がちゃんと守っているかどうか、それを確認するのが国会議員の国会質問の意義なのです。このことは、安倍内閣も、「国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると考えている。」と政府答弁書（平成26年11月28日）できちんと認めています。それなのに、その国会の監督からわざと逃

改正国民投票法附帯決議 第6項

■2014年6月11日 参議院憲法審査会採決

六、本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあっては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び政府の憲法解釈の原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。